

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された  
住民監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表し  
ます。

令和 2 年 9 月 2 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

## 第1 請求の内容

### 1 請求人

1名

住所・氏名

### 2 請求の提出

令和2年7月10日

### 3 請求の要旨（原文のまま掲載）

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）は、太宰府市附属機関設置に関する条例に基づき設置されたもので、審議会委員は、太宰府市長（以下「市長」という。）が委嘱することになっている。また、太宰府市職務執行規則では、附属機関の委員の任免は、市長の決裁を要する事項となっている。

現在の審議会委員の選任過程を知るため、令和元年9月18日、（事実証明書1）の通り市長に対して「現在の太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任に関する決裁文書」等の情報公開請求を行った。それに対して令和元年9月27日付け文書で情報公開決定書（事実証明書2）の交付があった。交付された写を精査したが、審議会委員の選任に関する決裁文書は存在しなかった。

そこで、再度、令和元年10月7日に（事実証明書3）のとおり市長に対して「平成30年度太宰府市情報公開・個人情報保護審議会に関する綴（文書綴）」を閲覧したい旨の情報公開請求を行い、情報一部公開決定通知書（事実証明書4）に基づき令和元年10月21日に当該綴を閲覧したが、審議会委員の選任に関する決裁文書は確認できなかった。

このため、本件事案の情報公開の対応に当たった文書情報係長（当時）に口頭で審議会委員選任の決裁文書の存在を確認したところ「決裁文書は作成していない」との回答があった。さらに、決裁文書の作成がないならばどのようにして審議会委員を決定したのか確認したところ「内部会議で決定した」との回答があった。続けて、内部会議の会議録等でその決定が確認できるかと質問したところ「会議録等はない」との回答であった。

以上のことから、現在、市長から委嘱されている審議会委員は、条例・規則などに基づき行わなくてはならない市長決裁などの審議会委員選任の手続きが行われていないことが判明した。つまり、現在の審議会委員の委嘱は無効であることが判明した。

文書情報課長は、令和元年度、審議会を3回開催し、委嘱が無効である審議会委員に対して（事実証明書5）の通り報酬82,500円、費用弁償27,600円を支出した。しかし、これらの報酬、費用弁償の支出には法的根拠がなく、その支出は違法と言わざるを得ない。つまり、文書情報課長は、違法な支出により太宰府市に損害を与えた。

監査委員におかれては、違法に支出した金品を速やかに太宰府市に損害賠償するよう文書情報課長を指導されたい。また、審議会委員が正規の手続きで委嘱され

るまで審議会の開催は行わないように文書情報課長を指導されたい。さらに、太宰府市では、本件事案と同様なことが他の審議会等の選任で行われている可能性が高いと思料されるので、地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査を早急にかつ徹底的に実施されたい。最後に、市長に対して今後、このようなことが起きないように職員研修等を実施するように指導されたい。

#### 4 請求人の提出証拠（事実証明書）

事実証明書 1 令和元年 9 月 18 日付け情報公開請求書

事実証明書 2 令和元年 9 月 27 日付け情報公開決定通知書

「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について（依頼）」の選任承諾書提出依頼に関する決裁文書

令和元年度第 1 回情報公開・個人情報保護審議会議事録

事実証明書 3 令和元年 10 月 7 日付け情報公開請求書

事実証明書 4 令和元年 10 月 21 日付け情報一部公開決定通知書

事実証明書 5 平成 31 年度歳出予算整理簿

#### 5 請求書の受理

本件請求書は、令和 2 年 7 月 10 日付けで提出され、法第 242 条第 1 項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたため、令和 2 年 7 月 13 日付けで受理することとした。

（形式的要件）

- ・ 監査請求書に所定の事項が記載され、請求人が署名押印した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

（実質的要件）

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が違法又は不当な公金の支出であること
- ・ 監査請求の対象とした違法又は不当な公金の支出によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- ・ 監査請求において具体的な違法又は不当な公金の支出を是正するために必要な措置を掲げていること
- ・ 監査請求が、公金の支出があった日から 1 年を経過するまでになされたものであること

#### 6 請求人による資料の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人から新たな証拠の提出及び陳述を令和 2 年 7 月 30 日に行った。

##### (1) 新たな資料の提出

「事実証明書を補強する資料」

- ・ 2017 年 5 月 23 日更新の太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の市ホームページ（写）  
内容は、委員名簿等
- ・ 2019 年 10 月 18 日更新の太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の市ホームページ（写）  
内容は、委員名簿等
- ・ 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会規則（写）
- ・ 太宰府市職務執行規則（写）（抜粋）  
第 1 条、第 2 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 20 条、別表第 3
- ・ 地方自治法（写）（抜粋） 第 242 条
- ・ 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（写）

## (2) 陳述の要旨

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会は、附属機関設置に関する条例に基づき設置されたもので、同審議会委員については市長が委嘱すること、また、太宰府市職務執行規則別表第 3 では、附属機関の委員の任免は、市長の決裁を要する事項となっている。

令和元年 9 月 18 日と 10 月 7 日に情報公開請求をしたが、委員選任に関する市長決裁文書を作成しておらず、内部会議で決定し、会議録も作成していないとの回答であった。以上のことから委員の選任は、条例・規則に基づいた手続きがなされてないことが分かった。

職務執行規則における附属機関等委員の選任手続きは、次のとおり行われなければならない。

- ①市長は、収集した情報に基づき起案責任者（部長）に決定書案の作成を命ずる。
- ②起案責任者（部長）は、決定書案を作成し市長決裁を受ける。
- ③決定書案は、市長決裁により市の方針として確定する。
- ④委員選任等の事務（委嘱行為）は、市の方針が決定しているので課長決裁でも可能である。

以上のことから、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任については、太宰府市職務執行規則に則して決定手続きが実施されていないため、無効である。したがって、3 回開催された審議会に係る委員報酬及び費用弁償に支出については、法的根拠がなく違法な支出である。

## 第 2 監査の実施

太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に基づき次のとおり監査を実施した。

### 1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任及び委嘱行為
- (2) 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の報酬及び費用弁償の支出

なお、受理前の要件審査では、一部請求内容に監査対象とならないものが認められたため、次の理由により請求の一部を監査対象外とした。

(監査対象外の事項)

- ①「審議会委員が正規の手続きで委嘱されるまで審議会の開催は行わないように文書情報課長を指導されたい。」

(理由)

たとえ報酬等の支払いがなされたとしても、回復しがたい損害にはあたらないため、法第 242 条第 4 項に基づく勧告は行わない。なお、本件監査期間中に太宰府市情報公開・個人情報保護審議会は開催されない。

- ②「太宰府市では、本件事案と同様なことが他の審議会等の選任で行われている可能性が高いと思料されるので、地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査を早急にかつ徹底的に実施されたい。」

(理由)

損害を立証する事実証明等の提出が無く、内容が特定されない。また法 199 条第 2 項に基づく行政監査は、法第 242 条第 1 項の住民監査請求の対象とはならない。

- ③「文書情報課長は、令和元年度、審議会を 3 回開催し、(中略)報酬 82,500 円、費用弁償 27,600 円を支出した。」

(理由)

令和元年 7 月 3 日支出の令和元年度第 1 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の報酬及び費用弁償については、住民監査請求日が公金の支出があった日から 1 年を経過しているため、法第 242 条第 2 項の規定により住民監査請求をすることができない。

## 2 監査対象部局

総務部文書情報課、経営企画課

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員選任当時の総務部理事及び文書情報課長

## 3 監査の着眼点

措置請求書記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任及び委嘱手続きについて、太宰府市職務執行規則別表第 3 に規定された附属機関の委員の任免に関する市長決裁を怠り、違法に選任された事実があるか。
- (2) 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会開催に係る報酬等が請求前 1 年以内に 2 回（令和元年 12 月 11 日、令和 2 年 3 月 18 日）支出されたが、報酬等の公金の支出が太宰府市に損害を被らせた事実があるか。

## 4 監査の主な実施内容

- (1) 監査対象部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき監査対象部局等の関係職員から請求人の主張及び趣旨に対する関係書類等の提出を求め、令和 2 年 8 月 12 日に事情聴取を行った。

(2) 実施場所

太宰府市監査委員事務局

第 3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- ① 平成 30 年 10 月 24 日に、平成 31 年 3 月 31 日を以て任期満了となる太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員（以下、「審議会委員」という。）5 名の人選について、市長、副市長、当時の総務部理事及び文書情報課長の出席のもと協議（内部）を行った。しかし、この協議の議事録は作成されていなかった。

この協議において、公募対象委員 2 名については太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱（平成 28 年要綱第 4 号。以下、「公募実施要綱」という。）により人選すること、識見者 2 名については当時就任中であった本市の顧問弁護士及び情報公開・個人情報保護制度に識見のある大学教授の両人に継続して就任を依頼すること、市長が適当と認める者 1 名については、女性の登用に配慮する本市の男女共同参画の方針に基づくとともに地域で活躍している人を考えるようにという条件で人選するよう、市長より指示を受けた。

- ② 前述のような市長の指示のもと、審議会委員 5 名のうち 2 名の公募対象委員については、公募実施要綱第 2 条及び文書情報課で定めた公募委員の資格要件により「市の住民基本台帳に登録されている者で、1 年以上市に在歴のある者」、「市議会議員及び市職員を除く」、「抽出時点で 18 歳以上 84 歳以下の男女」、「過去 5 年間に他の公募で抽出された者を除く」、「行政区の人口比率の按分でランダムに抽出」、「公募人数の 100 倍」、「男女同数」を条件に抽出した市民 200 名に対して、平成 30 年 12 月 12 日に募集案内を送付した。なお、募集案内には「任期を平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」、「委員会の開催回数を年 4 回の予定」、「会議 1 回出席につき報酬 5,500 円、交通費（費用弁償）1,600 円の計 7,100 円」等の条件が付されていた。

その結果、2 名の応募があり、平成 31 年 1 月 28 日付で当該 2 名を審議会委員とする「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会公募委員の決定について（伺い）」を起案し、同年 1 月 31 日付市長決裁により選任を決定した。また、決定通知を同年 3 月 11 日付で送付した。なお、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 11 年要綱第 10 号。以下、「設置運営要綱」という。）第 8 条に基づく経営企画課長への合議はされていたものの、総務課長への合議はなさ

れていなかった。

- ③ 審議会委員のうち識見者 2 名については、就任中の本市の顧問弁護士と情報公開・個人情報保護制度に識見のある大学教授の兩人に対し留任を依頼し、平成 30 年 11 月下旬頃兩人から留任の内諾を得た。
- ④ 平成 30 年 12 月 3 日に、識見者 2 名及び市長が適当と認める者 1 名の人選について、市長と総務部理事及び文書情報課長で協議（内部）を行った。しかし、この協議の議事録は作成されていなかった。

文書情報課長から識見者 2 名の内諾の報告を行うとともに、市長が適当と認める者 1 名については、市長から指示された条件で人選した候補者の提案を行い、この候補者の選任について、市長の内諾を得た。
- ⑤ 市長が適当と認める者 1 名について、市長へ提案した候補者本人に就任を依頼し、平成 31 年 1 月中旬頃内諾を得た。
- ⑥ 平成 31 年 3 月 8 日付で「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について（依頼）」を起案し、同日付で総務部理事決裁を受け、同年 3 月 11 日付で委員予定者 5 名に対し、選任承諾依頼書を送付した。なお、依頼書には「委嘱させていただくことに決定いたしました。」との記述があった。この選任承諾書については、同年 3 月 31 日までに郵送等により順次受領した。
- ⑦ 平成 31 年 4 月 1 日付で「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について（伺い）」の起案を選任承諾書添付のうえ行い、同年 4 月 8 日付の市長決裁により委員 5 名全員への委嘱が決定されたが、設置運営要綱第 8 条に基づく総務課長への合議はなされていたものの、経営企画課長への合議はなされていなかった。なお、委嘱状案では、発令日は平成 31 年 4 月 1 日とされていた。

また、委嘱決定の起案文中に、第 1 回の太宰府市情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）開催時に併せて委嘱状を交付予定である旨記載していた。
- ⑧ 令和元年 5 月 16 日付で「令和元年度第 1 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会の開催について（通知）」を起案し、同日付で文書情報課長決裁を受け、翌 5 月 17 日付で第 1 回審議会の開催通知を送付した。

同年 6 月 5 日に第 1 回審議会を開催し、同審議会において市長から委嘱状を交付した。
- ⑨ 令和元年 6 月 5 日の第 1 回審議会の後、第 2 回審議会を令和元年 11 月 27 日、第 3 回審議会を令和 2 年 2 月 27 日に開催している。その審議内容は、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会規則（平成 16 年規則第 40 号）に従った内容であり議事録も作成されていた。
- ⑩ 請求人による情報公開請求に対する所管窓口での対応については、公募に係る審議会委員を除く 3 名の委員の選任決定に係る決裁文書の作成をしていないこと、また、前述①及び④のとおり内部協議で決定したこと、内部協議に係る議事録の作成を行っていないこと等、請求の要旨のとおり職員の発言及び応対であったことを確認した。

## (2) 監査委員の判断

附属機関の委員の選任については、太宰府市職務執行規則（昭和 43 年規則第 94 号。以下、「規則」という。）別表第 3 の第 6 号によれば、附属機関委員の任免は市長の権限となっている。

本件においては、審議会の 5 名の委員のうち 2 名の公募委員の選任決定手続きは、前述の事実関係の確認②のとおり規則に則し市長決裁を受けて行われていたが、設置要綱に反して総務課長への合議がなされていなかった。識見者等 3 名の委員の就任については、規則に則した選任決定手続きがなされていない。つまり、前述の事実関係の確認⑥の中で、選任承諾依頼書には「委嘱させていただくことに決定いたしました。」との記述があり、内部協議で選任決定がなされているものと思われるが、規則に基づく起案がなされていないために意思決定の過程が不明となっている。

内部意思の決定は規則に基づいて行われるが、対外的効力は委嘱状の交付をもって発生するものと思慮される。本件では、規則及び設置運営要綱に則した委員選任の決定が行われていない。しかしながら、委嘱状交付決定の起案が市長決裁をもとに行われたことは、委員選任に係る決裁権者である市長の判断を踏まえた委嘱状交付の市長決裁により規則及び設置運営要綱の違反の瑕疵は治癒されたものと考えられる。

したがって、審議会委員の選任が無効とは言い難い。さらに、対外的効力を発生させた委嘱状は有効なものである。

審議会委員全員の委嘱状交付に係る手続きについては、委嘱状交付の起案を平成 31 年 4 月 1 日付で行い、同年 4 月 8 日付で市長決裁を受けており、通常は市長決裁日以降に就任があったものと看做されるが、委嘱状の交付日及び委嘱期間の始期が同年 4 月 1 日に遡及されている。したがって、対外的効力は同年 4 月 1 日から発生していると考えざるを得ない。

以上のような判断を踏まえると、審議会委員は、権限者である市長から同年 4 月 1 日付の委嘱状をもって有効に選任されたものと判断される。

したがって、選任された審議会委員に対する報酬等の支払いは適正なものと考えられる。なお、本件審議会委員の報酬等は年額で支払われるものではなく、太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 39 年条例第 148 号）により、審議会 1 回出席ごとに日額で支払われることとなっているため、委嘱日を遡及したとしても、市に対して損害を生じさせていないと判断される。

よって、本件請求には理由が無いものと認め、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

## 3 意見

審議会委員の選任については、規則に基づく選任決定がなされておらず、また、設置運営要綱第 8 条に基づく合議も受けず、委嘱状の交付決定をもって選任決定としている。所管部局は内部協議をもとに意思決定がなされたものと考えていると思われるが、行政の意思決定過程を明らかにし説明責任をも果たすため、規則

に従い決定手続きを行うべきである。また、委嘱状交付の起案において効力発生日を平成31年4月1日に遡及している。これは、不適切な事務処理であり、改善を求める。

なお、規則が昭和43年8月に公布されており、電子決裁が拡大する中、起案責任者等の概念に関する職員の意識など現在の事務処理の実態に合わせた内容の見直しが必要である。